

■高血圧症、高脂血症、糖尿病で通院中の 患者様へ■

いつも当院をご利用いただき誠にありがとうございます。
生活習慣病で通院中の患者様にお知らせがあります。

このたび厚生労働省は、生活習慣病対策としてこれまで
全国の診療所で算定している「特定疾患管理料」の対象疾患
を見直し、今年 6 月 1 日から新たに「生活習慣病管理料」を
算定することとしました。

それにより患者様の自己負担額に大きな変更はありません
が、対象の疾患で通院中の患者様それぞれに応じた療養計
画書を発行することが義務付けられました。

受診の際、おおむね4か月ごとに目標設定や血圧、体重、
運動、食事に関する具体的な指導内容を記載した「療養計画
書」お渡ししますが、この「療養計画書」を発行する際には
患者様のご署名が必要となりますので、ご協力いただきます
ようお願いいたします。

